

## 福岡県個性ある宿泊施設整備補助金実施要領

この要領は、本県へのさらなる誘客、滞在時間の延長、旅行消費額の拡大を図ることを目的として、「福岡県個性ある宿泊施設整備補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するための手続を定めるものです。

### 1 個性ある宿泊施設整備補助金の概要

#### (1) 補助金の趣旨

知事が指定する2つ以上の市町村（政令市を除く）から構成される「広域観光エリア（下記参照。以下「エリア」という。）」において、歴史的資源である古民家や宿坊、自然景観や文化・食材・アクティビティを組み合わせたグランピング等、地理的特性や歴史・文化などの地域の特色を活かした個性ある宿泊施設の新規整備又は改修を実施する者を支援することで、観光資源の魅力向上、周遊促進、誘客・旅行消費額の拡大を図る。

##### 【広域観光エリアについて】

以下の市町村で構成される地域を、「広域観光エリア」として指定しています。

- ①宗像市、古賀市、福津市、芦屋町、岡垣町
- ②八女市、筑後市、広川町
- ③飯塚市、嘉麻市、桂川町
- ④行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
- ⑤久留米市、うきは市、朝倉市
- ⑥東峰村、添田町

#### (2) 補助対象者

(1) に示す広域観光エリア内で(3)の補助対象事業を実施、もしくは実施予定の事業者。

#### (3) 補助対象事業

本事業は個性ある宿泊施設の整備を目的とした、宿泊施設（国及び地方公共団体が管理又は運営するものを除く）の新設又は改修を対象とします。

ただし、補助金の交付決定前に実施した事業は補助対象外となります。

また、福岡県個性ある宿泊施設整備補助金交付要綱別表に示す「環境整備」のみを実施する事業は補助対象外とします（施設整備を実施することが必要）。

#### (4) 個性ある宿泊施設

「個性ある宿泊施設」とは、歴史的資源である古民家や宿坊、自然景観や文化・食材・アクティビティを組み合わせたグランピング等、地理的特性や歴史・文化などの地域の特色を活かした宿泊施設であって、泊まることが観光の目的となりえる宿泊施設のこと指します。

本事業において整備を支援する具体的な施設は、以下のとおりです。

ア. 古民家

原則、建設後 50 年を経過したものであり、かつ、以下のいずれかに該当するもの

(ア) 国土の歴史的景観に寄与しているもの

(イ) 造形の規範となっているもの

(ウ) 再現することが容易でないもの

イ. 宿坊

寺院や神社などで僧侶や参拝者等のために作られた宿泊施設

ウ. グランピング等

本補助金におけるグランピングとは、キャンプにおいて旅行者が宿泊するために必要なテントや飲食等の準備をすることなく、アウトドアでの宿泊体験ができる施設を指します。

**(5) 補助対象の範囲**

(4) ア～ウのいずれかに該当する施設のうち、以下の施設整備を実施する場合に対象とします。

ア. 新設

新たに宿泊施設を整備又は増設するもの。

(例) グランピングのためのテント、トレーラーハウス、コテージ

イ. 改修

既存施設の改修（宿泊施設以外の施設と宿泊施設とするための改修を含む）を行うもの。

(例) 古民家、宿坊

**(6) 補助率・補助上限額**

① 補助率

1 / 2 以内

② 補助上限額

10,000 千円

**(7) 補助事業の実施期間**

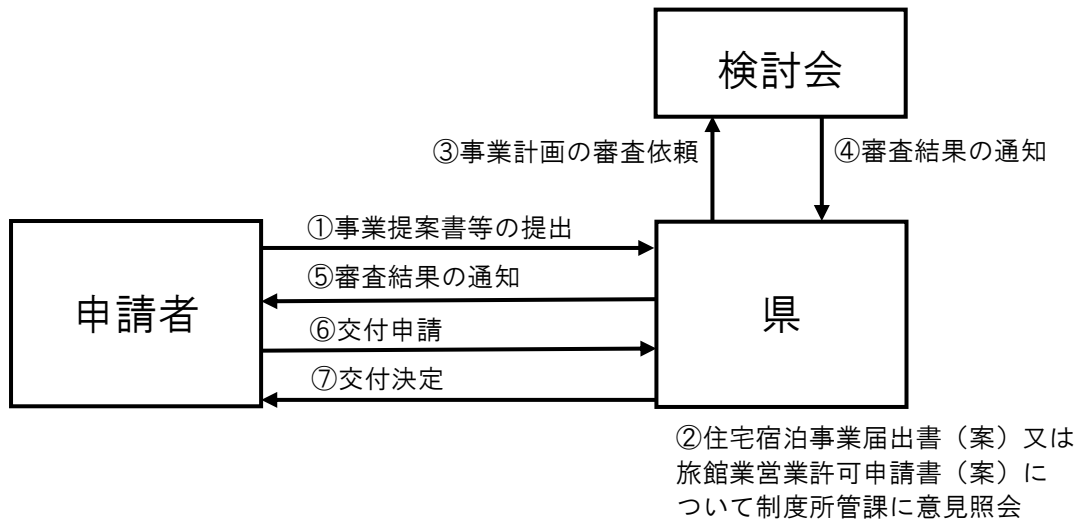
交付決定の日から当該年度の 3 月末日まで

※補助事業の完了の日の翌日から起算して 30 日以内又は補助金の交付の決定がされた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書をご提出ください。

## 2 補助金の申請について

### (1) 事業提案書の提出～交付決定までのフロー

本補助金の交付決定にあたっては、県による審査のほか、広域観光エリア毎に設置される検討会による承認が必要となります。



### (2) 各種手続きの内容

#### ① 事業提案

「福岡県個性ある宿泊施設整備補助金」のページから「事業提案書」「事業計画書」「収支予算書」「役員名簿」「誓約書」の様式をダウンロードいただき、必要事項を記載の上、必要な書類を添付し、電子メール又は郵送にて提出してください。

なお、事業計画書の内容に関し、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がございます。

〔提出先〕

#### ●電子メール

[kanshin@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:kanshin@pref.fukuoka.lg.jp)

#### ●郵送

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県商工部観光局観光振興課観光地域づくり係 宛

〔「事業提案書」の受付期間〕

令和4年4月28日（木）～令和5年1月31日（火）17時まで

※ 予算が無くなり次第、募集を終了させていただきます。

#### ②～④ 事業計画の審査依頼、審査結果の通知

県から検討会に対し、事業計画の審査依頼を行います。

検討会において、提出いただいた事業計画が、エリアにおける観光の魅力向上、誘客及び観光消費額の拡大等に資するものかどうか等を審査（※）し、審査結果を県から申請者に通知します。

計画が承認された場合は、審査結果の通知に併せて、交付要綱様式第7号「交付

申請書」の提出依頼を行います。

[検討会について]

- 検討会構成メンバー
  - ・ 県（商工部観光局観光政策課）
  - ・ 公益社団法人福岡県観光連盟
  - ・ 広域観光エリア内の市町村、観光関連団体等

#### ⑤ 交付申請

交付要綱様式第7号及び添付資料（様式第2、3号）を提出してください。

なお、前項の計画承認に当たって、検討会から指摘事項が付された場合、様式第2号「事業計画書」は指摘の内容を踏まえたものとしてください。

#### ⑥ 交付決定

⑤の申請内容を県において審査した上で、交付決定の可否を通知します。

事業の着手は、交付決定後としてください。

### 3 注意事項

#### (1) 補助金の申請要件について

次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者の運営に関係している場合又は、間接事業者である場合は、補助金の交付申請をすることができません。

- 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「暴排条例」という。）  
第2条第1号に規定する暴力団
- 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等

交付要綱様式第1号「交付申請書」を提出いただく際、申請書別紙の役員名簿（氏名／性別／生年月日）を記入の上、提出してください。

#### (2) 事業への着手時期について

補助事業への着手時期は、交付決定日以降としてください。

なお、検討会における審査の実施等、事業計画の審査から交付決定までには一定の期間を要します（昨年度実績：2週間～1ヵ月程度）ので、「事業提案書」「事業計画書」の提出はお早めをお願いします。

#### (3) 建築物の新設又は改修について

##### ア. 新設

グランピングのためのテントの施設が建築基準法第2条第1号の規定する建築物に該当するかの判断は所管の県土整備事務所に予めご確認いただき、その結果を「事業計画申請書」「事業計画書」に記載してください。

なお、トレーラーハウスについては、設置状況等から判断して随時かつ任意に移動できないものは建築基準法第2条第1号の規定する建築物に該当するため、同法の基

準を満たす必要があります。

#### イ. 改修

既存の適法な建築物が法令の改正等により違反建築物とならないよう、新たな規定の施行時等に現存する又は工事中の建築物については、「既存不適格建築物」として新たに施行又は適応された規定から除外することとされています。

これらの建築物については、改正後の規定に関する増改築等を実施する場合に、現行の規定と適合させるものとなっておりますので、申請にあたっては所管の県土整備事務所等に確認し、現行規定に適合した内容で申請してください。

#### ウ. 新設・改修共通

「福岡県個性ある宿泊施設整備補助金交付要綱」第8条第9項に基づき提出される住宅宿泊事業届出書（案）又は旅館業営業許可申請書（案）は、検討会での審査前に事務局から制度所管課に意見照会します。その結果、不十分な点がある場合は、事務局から修正や必要な調査、確認を求めることとなります。

### （４）営業の開始について

補助金を受ける場合、確実に宿泊事業を始めていただく必要があります。補助事業完了の日から1年以内に営業を開始できない場合は、様式第2号（事業（変更事業）計画書）と併せて開始できない特段の事情について理由を付したうえで県と協議し、知事の承認を得る必要があります。

その際、開業までの事業計画を事務局へ提出するものとし、毎月1日にその進捗を報告してください。（様式第15号）

### （５）消費税の取り扱いについて

課税事業者については、消費税および地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

### （６）補助金の支払いについて

県からの補助金の支払いは、原則としてご提出頂いた実績報告書等による検査後です。

補助事業が完了した際は、様式第16号「事業実績報告書」を提出してください。これを受けて、県は完了検査を実施します。補助事業の完了が確認され、補助金額を確定した後、補助金を交付します。なお、実績報告には下記の書類のご提出をお願いします。

#### 事業報告に必要な書類

##### ●事業実績報告書（様式第16号）

（添付資料）

- ・対象設備の設置状況が分かる写真
- ・対象設備の整備に要した費用に係る領収証等の写し

##### ●収支決算書（様式第16号別紙）

概算払の請求をする場合には、請求金額の算出内訳などを記入した「概算払請求内訳書」（様式任意）を添付してご提出をお願い致します。また、全ての事業が完了しましたら、必ず実績報告をお願いします。

## （7）補助金の返還について

### ア．返還の要件

交付要綱第 12 条の交付条件を満たさないものについては、補助金の全部又は一部を返還させる場合があります。

返還の主な例は以下のとおりです。

- （ア）補助事業を中止、廃止及び縮小した場合
- （イ）天変地異その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施できない場合
- （ウ）交付申請書に記載の目的用途以外に補助金を使用した場合
- （エ）虚偽の申請及び事業執行、報告等不正行為と判断された場合
- （オ）確定のための検査を受けることができない場合
- （カ）補助事業完了の日から起算して 1 年以内に営業を開始していないものであって、営業を開始できないことについて特段の事情が認められないもの（上記「3 注意事項（4）営業の開始について」を参照）
- （キ）取得財産等を処分するとき（処分することにより収入がある場合又は下記「イ。」に該当する場合）

上記のいずれの場合も事業計画の変更が伴います。事業計画を変更する場合は速やかに事務局へ様式第 2 号（事業（変更事業）計画書）を提出してください。

なお、土地又は建物を賃貸借契約により確保している事業者においては、事業に係る賃貸借契約を維持できない場合であって、移設による事業継続についても困難な場合は、補助事業を中止したものとみなし、返還の対象となります。

### イ．知事が定める処分を制限する財産等の処分について

この補助金を活用して取得した下記の財産等については、処分に制限がかかります。（交付要綱第 21 条参照）

- （ア）不動産及びその従物
- （イ）取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品その他の財産

また、上記財産等を天災による被害等、やむを得ない場合を除いて減価償却資産の耐用年数未滿で処分する場合には、補助金（処分する部分の残存価格に対する補助金相当額）を返還する必要があります。

減価償却資産の耐用年数は国税庁のホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>

なお、グランピングに用いられるテントについては、使用する材質や構造により、耐用年数が異なります。

例えば、金属製のテントのフレームと天幕を使用したものが耐用年数表の「器具・備

品」のうち、「その他の家具」に当たるものと判断された場合の耐用年数は以下のとおりです。

《テントの耐用年数》

主として金属製のもの 15年

その他もの 8年

※テントのフレームと天幕等の生地についてはそれぞれで耐用年数を管理することになります。

#### (8) 事業内容の変更手続きについて

事業内容を変更する場合には、事前に知事の承認を受けることが必要です。

各補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、様式第2号「事業（変更事業）計画書」により事業変更の承認申請を行ってください。ただし、下記に示す軽微な変更については承認申請の必要はありません。

事業内容に変更が生じる可能性がある場合には、早めに担当者まで御連絡ください。

変更承認の手続きを経ないで実施された事業に関しては、補助金を交付することができない場合がありますので、必ず事前に御相談ください。

〔軽微な変更について〕

ア 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、事業目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の減少幅が20パーセント以内のもの。

※ 補助対象経費が増加する場合は、金額の多寡にかかわらず申請が必要です。

イ 事業目的及び事業の基本的部分に関係のない細部の変更。